

総行公第 27 号
平成 25 年 3 月 15 日

消費者委員会委員長
河上正二 殿

総務大臣
新藤義孝



「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策について
の建議」に対する総務省の実施状況について

平成 24 年 7 月 24 日付の貴委員会の「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」に対し、総務省の実施状況を別紙のとおり報告する。



平成25年3月15日
総務省

「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」
に対する総務省の実施状況について

(4) 消費生活相談員の雇止めの抑止・処遇改善等（消費者庁、総務省）

消費生活センター・相談窓口の現場を担う消費生活相談員には専門知識や経験の蓄積等が求められるにも関わらず、そのほとんどが臨時・非常勤職員として任用されている。相談員の専門性が高まったところで雇止めとなれば、相談員や地方自治体、地域住民のそれぞれにとって大きな損失となる。雇止めの抑止に向けて、消費生活相談員について一律に任用回数
の制限を設けることは適切ではないことについて、自治体に対する周知を徹底すべきである。また、雇用期間・処遇面での改善を図るための選択肢の一つとして、消費生活相談員が「任期付短時間勤務職員制度」の対象となり得ることを明確化するとともに、専門性を要する消費生活相談員の雇止めを抑止し、適切に処遇するためのより柔軟な専門職任用制度の在り方について、検討を深めるべきである。また、消費生活相談員の専門職としての評価を高めるための資格制度やその法的な位置づけの在り方についても、早期に成案を得るべきである。

なお、消費生活相談業務の民間委託や指定管理者制度の導入については、その業務特性や住民に対するサービス水準への影響等を十分に検証した上で判断されるべきである。

【総務省の実施状況】

- ① 消費生活相談員に一律に任用回数の制限を設けることは適切ではないことについて、自治体に対する周知を徹底すること

総務省としては、①実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないこと、について消費者庁と認識を共有している。

消費者庁が「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（平成24年7月）を地方公共団体に送付した際に添付された内閣府特命担当大臣（消費者）名のメッセージについて、総務省の下記会議において臨時・非常勤職員に関する対応を説明する際に、同メッセージに留意するよう呼びかけている。

- ・全国人事委員会事務局長会議（平成24年8月28日）
- ・全国人事担当課長・市町村担当課長会議（平成24年8月29日）
- ・全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（平成25年3月4日）

② 消費生活相談員が「任期付短時間勤務制度」の対象となり得ることを明確化すること

任期付短時間勤務制度については、総務省で毎年運用状況に関する調査を行っており、その調査結果を地方公務員月報（総務省自治行政局公務員部公務員課編）において公表しているところである。

任期付短時間勤務制度の活用を促すため、各地方公共団体における任期付短時間勤務職員の採用事例も公表しており、平成24年10月号の地方公務員月報で公表した調査結果において、消費生活相談員についても任期付短時間勤務職員の採用事例として紹介している。

また、平成24年5月号の地方公務員月報の「任期付短時間勤務職員の活用について」という記事の中で、任期付短時間勤務制度を充てるポイントとなる要素や留意点を明らかにしている。

③ より柔軟な専門職任用制度の在り方について検討を深めること

総務省では、これまでも地方公共団体の臨時・非常勤職員の問題について実態調査や検討会での検討を行い、その任用の適正化や処遇改善等に向けて対応を行ってきた。

今般、改めて臨時・非常勤職員の実態を把握するため、全地方公共団体の臨時・非常勤職員の実態調査を行い、現在調査結果を集計しているところ。

今後、実態調査の結果を踏まえ、議論をしていく予定。